

犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ対処に関する研究

アイデンティティを再構築する過程

研究代表者

名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 高橋康史

まえがき

1980 年代の犯罪社会学領域においては、犯罪・非行の原因として家族を捉える「原因としての家族」(本村 1985; 堀内 1985; 清永 1985), 犯罪・非行の抑止要因として家族を捉える「抑止要因としての家族」(小柳 1989; Hirschi=1995; 生島 1985, 2012) の 2 つの視座を中心に論じられてきた。これに対して、望月嵩は家族社会学的な観点からこの 2 つの視座の問題点を指摘した。それは第 1 に、抑止要因としての家族に関する研究が、定位家族と生殖家族を区別せず、犯罪者本人との関係性を曖昧にしたまま論じてきたこと、第 2 に、この曖昧さの結果として、犯罪の原因となった家族が、なぜ抑止要因となるのかを説明できていないことである(望月 1989)。

そこで望月は、犯罪者を家族にもつ人びとが社会から犯罪者であるかのような扱いを受ける点に注目した「被害者としての家族」という視座を提示した。さらに 2008 年以降、特定非営利活動法人 World Open Heart による先駆的实践(阿部 2015; 2016; 2017; 2018)に見られるように、家族自身の困りごとや経験を捉え、それを支援課題として認識する「支援対象者としての家族」という視点も登場した。

一方で、「被害者としての家族」の限界を指摘したのが教育社会学者の内田良である。内田は、犯罪者を家族にもつ人びとが犯罪者・逸脱者としてのレッテルを貼られる「被害者としての家族」でもあるが、他方で、そのレッテルを巧妙に回避しようとする「戦略主体としての家族」であると捉え、家族の能動性に注目を置いた(内田 2001)。彼/彼女らの能動性に焦点を当てると、彼/彼女らがレッテルにどのように対処していくのかというアイデンティティの再構築が問題として立ち上がるのである。

本研究では、こうした問題意識にもとづいて、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマを負わされたアイデンティティに焦点を当てる。そして、アイデンティティを再構築する可能性について検討するものである。

目的

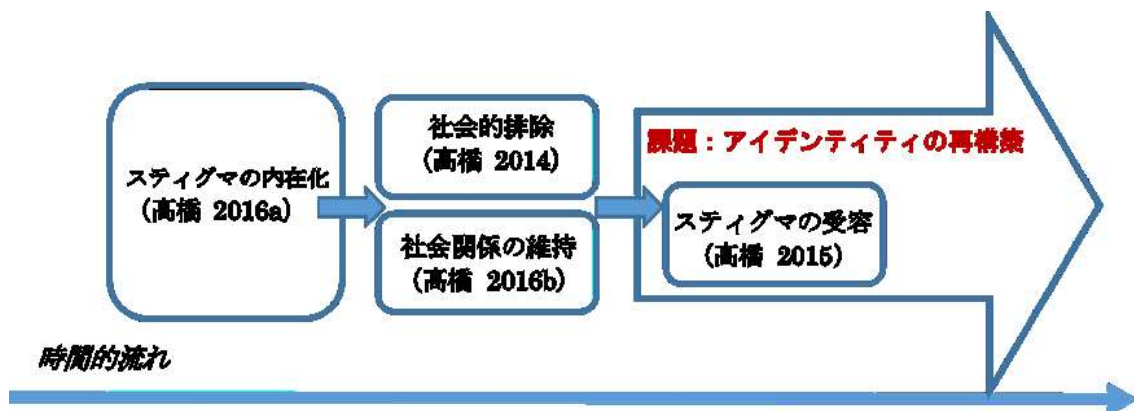
本研究の目的は、犯罪者を家族にもつ人びとがいかにしてスティグマ（社会的に与えられる負の烙印）に対処しているのかを明らかにすることである。

犯罪学者の Rachel Condry (2007) は、犯罪者を家族にもつ人びとがスティグマの付与によって恥と罪の感情を根幹としたアイデンティティの問題を抱えることを明らかにした。一方で、犯罪者を家族にもつ人びとが与えられたスティグマに対して、どのようにアイデンティティを再構築していくのかは明らかにされていない。犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ対処とその社会的メカニズムを明らかにするうえでは、先行研究が明らかにしてきた日常生活場面におけるスティグマをどのようにかいくぐるのかに留まらず、彼／彼女らがスティグマを負わされたアイデンティティをどのように再構築しているのかを捉えることが必要不可欠である。

本研究は、図1に示したように、研究代表者のこれまでの研究のうち、アイデンティティの再構築過程を詳細に検討することを目的とするものである。これまでの研究について、3つのポイントにわけることができる。

第1に、スティグマの内在化である。犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマ経験は、他の家族成員の犯した罪の大小に接近するよりもむしろ事件前後においての社会における自己の位置づけの落差を認識することで生起される（高橋 2016a）。第2に、スティグマの付与がもたらす彼／彼女らへの影響である。スティグマの付与は彼／彼女らに語り得なさをもたらすだけでなく、他者との関係性にも影響を与える（高橋 2014）。また、彼／彼女らは社会関係を維持するためにスティグマに関する情報の操作を行う（高橋 2016b）。第3に、アイデンティティの再構築である。彼／彼女らのアイデンティティの回復においては、同じ属性をもたない他者との出会いが重要な意味をもつ（高橋 2015）。

図1 本研究の位置



方法

以上の目的を達成するために、本研究は、犯罪者を家族にもつ人びとへのインタビュー調査を実施し、彼／彼女らのスティグマと自己に関する語りを理論的な視点から分析を試みることによって、アイデンティティの再構築過程を描き出すことを試みる。そして、それによって、彼／彼女らのスティグマ対処の方法を提案することを試みる。

「自己」の定義

従来、アイデンティティは「同一性」として理解されてきた。その代表例が、心理学者の Erick Erickson (=2011) である。Erickson は、アイデンティティを、多様な自己の存在の側面を統合する自我の資質を指すものとして捉えた。また、George Mead (=1973) は、人びとの社会化は役割の学習によって進行することを前提としながら、多元的役割演技者として役割を取得する過程に注目を置き、人びとは役割を核としてアイデンティティを確立すると論じた。

本研究では、アイデンティティを「何者かであるのではなく、何者かになること」(坂本 2005: 215) として捉える。なぜなら、犯罪者を家族にもつ人びとは、他の家族成員が事件を起こしたことを根拠として「犯罪者の家族」という自己を生きるのではなく、あらゆる社会関係の中で「犯罪者の家族」としての自己を生きなければならない状況に置かれるからである。このことは、犯罪者を家族にもつ人びとのアイデンティティにおいて「犯罪者の家族」という自己が、所与のものではないということを意味している。

以上を踏まえれば、アイデンティティは、自己を生きる者がいかなる定義づけを行うのが重要な意味をもつことがわかる。したがって、ここでは自己を坂本佳鶴恵の定義に従い、状況定義の問題として捉える。自己は、「社会規範と自由選択の対立ではなく、すでに存在する社会規範を前提としたうえで、当該の状況でいかなる規範を選択するのかという、状況定義の一部としての『自己』の選択の問題」(坂本 2005: 163) である。ここでは、すでに存在する複数の社会規範に対して自己を定義づけいく諸過程をアイデンティファイとし、それを自己として捉える。

分析枠組み

スティグマに関する研究は多様な学問領域で取り扱われている(畑中ほか 2013 ; Hinshaw=2017; Spicker=1987)。社会学者の Erving Goffman は、スティグマを「属性ではなくて関係を表現する言葉」(Goffman=2003: 16) として捉えたことに、他の研究との違いが見て取れる。Goffman は、「対他的な社会的アイデンティティと即自的な社会的アイデンティティの間のある特殊な乖離を構成している」(Goffman=2003: 16) と述べ、スティグマを自己と他者(社会)との関係である社会的相互作用の問題として捉えた。

犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマは2つの特徴がある。第1に、彼らのスティグマの

原因が、自己自身の身体に由来するもの、あるいは、自己が起こした行為によるものではないという点である。Goffman は、スティグマを負う者のうち、「縁者のスティグマのためにスティグマをもつことになった人びと」(Goffman 1963=2003: 59) の存在について指摘している。これを、Goffman は縁者のスティグマと呼んだ。縁者のスティグマは、スティグマを負う者と同じ家族成員であるがゆえにスティグマを与えられるという点において特徴をもつ。

第 2 に、犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマは、「スティグマのある人が、常人の視角を学習し、自己のものとする過程」(Goffman=2003: 61) であるモラル・キャリア概念を通して理解できる点である。モラル・キャリア概念は、スティグマを負う者が、自己のスティグマに関する知識の学習過程を説明するものである。それは、次の 2 つの社会化過程を含んでいる。第 1 の局面は、スティグマを負う者が社会の側のスティグマの定義を学んでいく過程である。Goffman によれば、「包括社会のアイデンティティに関する信憑と、何らかのスティグマをもつとはいかなることなのかということに関する一般的見解を習得」(Goffman=2003: 61) していくのだという。第 2 の過程は、彼／彼女らがスティグマによって将来的に自己に生じる出来事をあらかじめ知り得るという過程、すなわち「招来される諸結果を詳細に知る過程」(Goffman 1963=2003: 61) である。

さらに Goffman は、次のようにこのモラル・キャリア概念の 4 つのパターンを提示した (Goffman=2003: 62-70)。第 1 に、生まれつきスティグマを与えられていた場合の問題である。ここでの社会化過程の特徴は、スティグマを負う者が、自分たちに不利な状況への社会化においても、彼／彼女らは自分たちが満たすことのできない基準を常に学習しつづけることを意味している。第 2 に、幼少期にいかなる状況に置かれていたかという問題である。これは幼少期にスティグマを負う者が、どれだけ「普通の人間」として見られる考え方に接近できる機会が与えられていたかということの意味している。したがって、モラル・キャリアは、社会階層や居住場所、あるいはスティグマの種類によって異なってくるのである。第 3 に、人生の途中でスティグマを負った場合の問題である。この場合は、人生の途中でスティグマが付与されたのか、あるいは人生の途中でスティグマが付与されていることに気付いたのかによって異なる社会化過程を踏むことになる。前者の場合は、自身の生活史を再編する必要はないが、後者は再編することが求められる。第 4 に、スティグマが付与された後の自己はスティグマが付与される以前の社会化過程に影響をうける点である。

以上のようにしてみれば、犯罪者を家族にもつ人びとはスティグマを負わない時期を生きている可能性があり、事件発生前におけるアイデンティティが重要な意味をもつことがわかる。Goffman がモラル・キャリア概念の類型の中に、人生の途中でスティグマが付与されるという特徴を見出したこと (第 3 のパターン) に加え、幼少期にどれだけ「普通の人間」として見られる考え方に接近できる機会が与えられていたのか (第 2 のパターン) に注目すれば、彼／彼女らは、スティグマを負う以前の常人としての自己のみを生きていた時期での学習が、スティグマを負った後の生活経験に影響を与えることがわかる (第 4 のパターン)。したがって、家族に犯罪者をもつ人びとは、スティグマを負う前に生きていた常人としての自己が、「犯罪者

の家族」として自己を与えられた後のアイデンティティに何らかの影響を与えるということがわかる。

Goffman のスティグマの観点を踏まえ家族に犯罪者をもつ人びとのアイデンティティを捉え直すことで、次のようなことが明らかになる。それは、彼／彼女らは、スティグマを負わない自己を生きていた経験をもっているがゆえに、「スティグマを負う自己を生きながらスティグマを負わない自己を生きる」という過程が強くあらわれやすい、ということである。したがって、彼／彼女らは差別する主体／差別される主体の2つの主体を生きるのである(要田 1999)。

このことから、犯罪者を家族にもつ人びとは、差別される主体／差別する主体という両義的な自己を生きていることがわかる。差別現象は、差別する主体と差別される主体との間で知識を共有することに特徴がある。山田富秋は、社会的カテゴリーに用いられる知識は、「社会の常識（支配的文化）を自明視」（山田 1996: 90）しているものであると述べた。したがって、『『支配的文化』に安住する限り、私たちは自己の主体性を自発的に選び取っているようにみえながら、実際は強制された自己アイデンティティ（山田 1996: 90）に縛りつけられてしまうのである。スティグマを負わされたアイデンティティは、支配的文化に強制されるアイデンティティであることを踏まえれば、スティグマを負わされたアイデンティティへの対処には支配的文化から抜け出すことが有効であるように思われる。

支配的文化から抜け出す方法として、弁証法が有効であるかもしれない。Peter Barger と Thomas Luckman はアイデンティティを「個人と社会との間の弁証法にその源をもつ現象」（Barger and Luckman=1977: 296）と述べ、主観的現実を基本的要素とする客観的現実（社会）との弁証法的な関係にあるものとして捉えた。この点は、Goffman（=2003）が、スティグマを負わされたアイデンティティを対他的なアイデンティティと即自的なアイデンティティの間のある特殊な乖離を構成するものとして捉えたという点において共通している。スティグマを負わされたアイデンティティが対他的な自己と対自的な自己の間に生じる乖離によって生まれるのだとすれば、それに対する対処には「対他的な自己」と「対自的な自己」の関係を修正することが求められると考えることができる。

すなわち、社会や他者から与えられる「犯罪者の家族」というカテゴリーと、実際の自己による自己の定義——多くの場合は〈常人〉としての自己——の齟齬を修正することが求められるのである。以上を踏まえて、これ以降では、彼／彼女らの自己に関する語りを通じて、「犯罪者の家族」というカテゴリーを強いる社会と折り合いをつけながらどのように自己を選択しているのかを捉えることを試みる。

調査の概要

本研究では、4つのルートによって調査協力者にインタビューを依頼した。1つ目は、支援団体からの紹介によってインタビュー調査を実施した方法である。ここでいう支援団体とは、福祉と当事者組織に関する機関を中心としている。2つ目に、調査協力者に直接依頼した方法である。これは、「犯罪者の家族」として、何らかの社会活動にコミットしている調査協力者が

該当する。3つ目に、知人からの紹介によってインタビュー調査を実施した方法である。主に、調査協力者自身の知人の周囲に家族に犯罪者をもつ人が居た場合に、紹介を依頼した。ただし、紹介を依頼する際には、調査協力者のみが調査者の個人情報に触れることができるようにした。したがって、調査者が調査協力者の状況を知ったのは、知人を経由して調査協力の意思を確認した後である。4つ目に、調査実施前から知人で会ったが、その後に「犯罪者の家族」であることをカミングアウトされた際にインタビュー調査を依頼した方法である。

以上のルートによって協力を得た14名の調査協力者の置かれている状況を、表1に示した。調査協力者の社会的属性は多岐に渡る。他の家族成員が起こした事件の主たる罪名については、プライバシーの保護の観点から表記していない。ただし、当該事件において被害者が居た場合には（有）を居なかった場合には（無）を付記している。また、新聞やニュース番組で事件に関する報道があった場合には（有）を、無かった場合には（無）を記載している。本人との関係性については、パートナー、子（＝犯罪者を子にもつ親）、兄弟姉妹、親（＝犯罪者を親にもつ子）と表記している。最後に、初犯からの期間については、10年以内か10年以上に分類している。

表1 インタビュー調査協力者の基本的情報

協力者	被害者の有無	報道の有無	本人との関係	調査回数	初犯からの期間
A	有	有	子	1	10年以内
B	有	(不明)	パートナー	1	10年以内
C	有	有	兄弟姉妹	2	10年以上
D	有	無	親	2	10年以上
E	無	有	パートナー	1	10年以内
F	無	有	親	1	10年以内
G	無	有	親	1	10年以内
H	(不明)	(不明)	親(祖父)	1	10年以上
I	有	有	兄弟姉妹	1	(不明)
J	有	(不明)	兄弟姉妹	1	10年以内
K	有	有	子	2	10年以内
L	有	(不明)	子	1	10年以上
M	無	有	パートナー	1	10年以内
N	無	有	親	1	10年以内

1回あたりのインタビュー時間は40分から120分である。調査協力者に対し、1回から2回の聞き取り調査を行なった。インタビューは、事件前後の生活経験や生活史について半構造化

面接形式で行った。質問内容は以下の手順で作成した。第1に、先行研究をもとに質問項目を設定した。第2に、その質問項目にもとづき予備調査を行った。第3に、予備調査をもとに、質問項目を再検討した。質問は、①事件発生前の生活について、②事件発覚時について、③家宅捜索・事情聴取について、④裁判について、⑤家族の受刑について、⑥事件後における生活や気持ち、関係性の変化についてという6つの点を大項目とした。質問項目にもとづき、調査では開始時に「事件前の生活について教えてください」と問い、その後は協力者の語りの内容やその場の状況に合わせて、6つの大項目から質問を選択し投げかけた。

なお、インタビュー調査は、筑波大学人文社会系研究倫理審査委員会の承認を受けたうえで実施した。具体的な手順は、以下の通りである。第1に、インタビュー調査に「インタビュー調査についての説明書——ご家族の皆さまへ」をもとに、研究の主旨や個人情報の管理の方法などを説明した。第2に、遵守する事項をまとめた「誓約書」を手渡した。第3に、「調査協力確認書」を通じて調査協力者から、書類での同意を得た。同時に、「同意撤回書」を手渡し、調査協力の撤回がいつでもできるようにした。

分析の手順

これまで論じてきたように、インタビュー調査で得られた経験的データの分析にあたっては、「犯罪者を家族にもつ人びとは、社会と折り合いをつけながらどのように自己を選択しているのか」を問いとする。

表2 インタビュー調査における自己のストーリー

協力者	事件前	事件発生後
A	労働者	労働者
B	—	—
C	〈いびつ〉を抱えた私	〈家族の再統合〉を目指す私／支援者等
D	〈普通な家庭〉を生きる私	〈加害者の家族〉としての私
E	労働者	労働者
F	〈複雑な家庭〉を生きる私	〈家族の再統合〉を目指す私
G	〈複雑な家庭〉を生きる私	〈家族の再統合〉を目指す私
H	—	—
I	常人	—
J	妹	妹
K	母親	—
L	母親	母親
M	—	—

N	〈複雑な家庭〉を生きる私	〈家族の再統合〉を目指す私
---	--------------	---------------

そこで、本研究では犯罪者を家族にもつ人びとの自己に関する語りを、事件前に核となった自己と事件後において核となる自己のストーリーに分類した（表2を参照）。そのうえで、インタビュー調査協力者それぞれの自己のストーリーとその変化の形式を5つに類型化した。それは、〈他の役割の維持〉、〈家族役割の維持〉、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉、〈「家族の再統合」ストーリーの引き受け〉である。経験的データは、質的データの分析ソフト・MAXqdaを用いて整理・分類した。

なお、IさんおよびKさんは事件後の核となる自己のストーリーが抽出されなかったこと、Cさんはストーリーの多様性があり類型化することが困難であると判断したため、今回の分析からは対象としなかった。また、Bさん、Hさん、Mさんについては、事件前後の明確な境界線が見受けられなかったため、分析の対象外とした。

結果

以上に論じてきたように、本研究は、犯罪者を家族にもつ人びとのアイデンティティ再構築過程を捉えることを目的に、彼／彼女らが社会と折り合いをつけながらどのように自己を選択しているのかを明らかにする。4つに類型化した彼／彼女らの自己のストーリーの形式を、〈他の役割の維持〉、〈家族役割の維持〉、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉、〈「家族の再統合」ストーリーの引き受け〉という流れで実際の語りを参照しながら述べる。なお、データの引用においては、“インタビュー調査における語り”および〔補足事項〕として表記する。

他の役割の維持

〈他の役割の維持〉に該当するのはAさんとKさんである。AさんとKさんの語りの共通点は、事件前後の自己に関する語りに変容が見られなかったことである。具体的には、労働者としてのストーリーが維持されていた。Aさんは、“戻りたい職場でなければ、その…うん。ただ単にお金のためだけに働いてたりとか、そういうことであれば、多分私はここまで元気になれなかったと思う”と語っている。

ここで、重要なのは、Aさんの職場が彼女の置かれている現状を鑑み、労働を維持できるよう配慮したことである。事件発生後からインタビュー調査を実施する時点まで、Aさんが働き続けることができるように、職場からの多くの支えがあった。Aさんはそうした配慮を受け、“心臓に毛が生える”と語っている。

I: やっぱこう、職場に戻るときってかなりフォローしてくださったんですか？

A: もらいましたね。あの、やっぱり、それまでの、理解ある上司が偉いひとになってたりとかして。

I: ああ。なんか前もおっしゃってましたけど、その話についてしないようにしてもらっ

てるっておっしゃってたじゃないですか？

A：ああ、はい。全然だから、知らない人の方が、今も多いです。

I：あっ、そうなんですか。

A：はい。だから、別に今は聞かれても、話、できるし、全然、大丈夫なんですけど、みんなやっぱ、ちゃんと守ってくれてる人は守って。もちろん、色眼鏡で見てる人は今でもいると思うんですよ。でももう、そんなことで、あの…、なんかを思う自分ではなくなっているの（笑）

I：ああ…心臓に…

A：毛が生える（笑）うふふ（笑）もともと生えてたんですけど、より、バリアができましたよ（笑）。だって、他人の噂話や、そういうことは、勝手にしてることは、私にはどうすることもできないですから。だったら、私が元気で、その…、なんかこう、理不尽なことでも怒りながら仕事してる私見て、「ああ元気になってよかったな」って、支えてくれた人たちが思ってた下さってたら、それが1番、恩返しかなあと、思いつつ、仕事してます。

このように、Aさんは、仕事ができる労働者として生きる選択の余地を与えてくれた職場に、“恩返ししたい”と語っていた。また、Kさんも事件が発生してから現在に至るまで、職場からの様々な配慮を受けたという。KさんもAさんと同様に自分自身の仕事に対する誇りとともに、事件が発生しても労働が維持できるよう配慮してくれた“職場へ恩返ししたい”と語っていた。

以上のように、AさんとKさんは、事件前における自己の核となっていた労働者という役割の維持が重要な意味をもっていた。彼女らは、事件以前から仕事に対する誇りをもっており、労働者としての役割を重要視していた。以上を踏まえると、事件前から自己が依拠していた準拠集団（＝職場）が事件後においても維持することが可能となったことが、彼女らのアイデンティティを支える1つの要因であるように思われる。

家族役割の維持

《家族役割の維持》に該当するのは、JさんとLさんである。Lさんは母親としての役割を維持できたことについて、子が逮捕されてから3年程経過してようやく“腹がくくれたとき”があったストーリーを語った。彼女には、子を“普通の道をけもの道から戻さない”という思いが強くあったが、Lさんの息子が暴行を受けて大怪我をしていた時に“腹がくくれた”という。Lさんは次のように語る。

〔怪我をしている息子と一緒にいた友達に自宅で〕こう、お肉ね、しゃぶしゃぶして、でなんか、わかめかなんか置いて、ゴマダレね。かけてこう2人に出したったんですよ。で、こういただきますなんて食べてて、そしたらうちの息子が、「だめだこれ、殴られてく

つつやくちやに切れてるから中切れてるから、ゴマダレが染みて食べねえや。お前食べや」
つつって、その子こんな、馬みたいなしやぶしやぶ2つ食べて、「ああ、うまかったな、じ
ゃあいこっか!」、「えっ!?!」、「母さん俺ね、骨折れてから、自分でバイクは運転でき
ないんだよ。バイクのケツなら片手で乗れるんだよ〜」、ああ…「よっしゃ、ヘルメットか
ぶってと」、頭腫れてるんです。顔も腫れてるからヘルメットは入れへんです。「お前押
してくれ〜」って言って。こんなところに、ぼん!って押して、「イタイイタイイタイ
イタイイタイイタイイタイ」。はははははっ(笑)。いや、友だちが。杉ちゃんって流
行ってたんですよ。そのともだちが、私の顔見て、「ワイルドだろ〜?」言うて、こんな顔
見て、ヘルメットかぶってバイクのケツのっていってもうたんですね。で、その時に、わ
たしね。あの、あの、裁判官が「息子の非行を止められなかったあなた方両親に」って言
ったけれども、いや、止められなかったよ、いや、止められへんでこの子。いや、ムリム
リムリムリ!と、おもたんですね。で、それと同時に、あのこんなにエネルギーがある子
を、①私のちっちゃいものさしで図って、あの問題児とか、あの困った子とか、そんなレ
ッテル貼るのは失礼じゃないかなあ?って思ったんですよ。あの…(涙を流す)。それと、
私生まれ、この子が生れてから、1回もなんかあの、2番目に良いと思ったこと選んだこと
ないよな。いつも私、②この子にとって1番いいと思う事、あの、ほんとうに手拔か
ずに一生懸命やってきたもんな、と思ったら、③その時に私これ以上自分のこと責めなく
てもいいかなあって。思ったんですよ。あの、それだけではないけれども、あの事件はあ
の、こう、そう吹っ切れる、大きなきっかけではあったかなとは思います(涙を拭く)。

このように、Lさんは大きなトラブルがありながらも自由に生きる息子を見て、“私の小さい
ものさしで図って、問題児や困った子とか、そんなレッテル貼るのは失礼”(下線部①)だ、と
語っている。その気づきによって、“この子にとって1番いいと思う事を本当に一生懸命やっ
てきた”(下線部②)というように、母親としての役割の正当性を確認することができるように
なっていった。そして、“その時に私これ以上自分のこと責めなくてもいい”(下線部③)とい
うことを実感していったという。

ここで重要なのは、Lさんが“腹がくくれたとき”に、非行をした者に対するある種の偏見
である“私のものさがなくなった”と語った点である。すなわち、Lさんは、一般的な「犯
罪者」あるいは「非行少年」として息子を理解することが望ましくないと気づいたのである。
また、〈家族役割の維持〉に該当したJさんも、犯罪経験者本人を、「犯罪者」あるいは「非行
少年」として理解していなかった。彼女は次のように語る。

捕まったけど、「いや、そんな人じゃないねん」みたいな。ま、悪いことは確かにしてる
けど、そんないい、いい人じゃないっていう人はいい人じゃないって言うやん。もうなん
か捕まるくらいなんやったら、そんなん、ありえへんわ。みたいな。は、思われたく…な
いし、うん。多分お兄ちゃんのこと好きやから、うん。その、うーん…それが1番でかい

かな、なんか、守りたい、家族やし、みたいな。

“お兄ちゃんのことが好きだから、捕まったからありえないと思われたくない”と語っているように、Jさん自身が犯罪経験者本人を「犯罪者」あるいは「非行少年」として理解していなかったと捉えることが可能である。そのため、インタビュー調査においてJさんは、兄を信頼する妹という役割を強く引き受けていた。

したがって、ここでは、犯罪・非行をする人それ自体に対する“ものさし”をもたないことが重要な意味を持っていた。さらに、Lさんが“私のものさしがなくなった”と語った背景には、自助グループを通じて子に対する多様な見方を学ぶことができる環境に出会ったことが大きな要因であった。Lさんは、そこで非行に関する新たな知識を得るだけでなく、非行に対する新たな見方も得ていた。このような知識の活用が、社会との折り合いをつける方法の1つであると考えることができる。

「家族の再統合」ストーリーの引き受け

〈「家族の再統合」ストーリーの引き受け〉に該当するのがFさん、Gさん、Nさんである。ここではNさんの語りを確認したい。Nさんの父親は、彼女が中学生の時に逮捕された。彼女は高校生の時に、父親が刑務所で服役していることを知った。父親が刑務所にいることを知ったNさんは、当時を振り返り次のように語る。

びっくりしたし、まさか自分のお父さんが、そんな風になってるとも思わなかったし。なんやろ…ショック…うん。なんか。でも、いとこのお母さんとかお父さんに言われたんは、なんか、やっぱり、なんやろ。「人間やから、弱い部分もあるし、きっと離婚して、さみしかったっていうのはすごのおっきかったと思うよ」っていうのは言われて、だからなんかすごい、「そうやな」ってそんな時には思ったし。

その後、Nさんは、父親と面会をするため弟と共に父親が服役している刑務所へ行った。しかし、その面会では、父親とうまく話すことができなかった。久しぶりに見る父親の姿は、“めっちゃ老けたなっていう印象”が強く、“お父さんやねんけど、お父さんじゃない”感覚を抱いたという。面会では、父親と“違和感のある”やり取りを行った。面会は弟が同行したが、刑務所からの帰り道に“めっちゃ泣いて、弟もめっちゃ泣いて、〔父親を支えるために〕「頑張ろう」みたいな感じで2人で話した”という。

この面会をきっかけに、Nさんは父親が刑務所を出所した後、共に生活することを決意する。Nさんは、父親との生活を“いい時間”と語った。なぜなら、彼女は、幼少期に父親と時間を共有することが出来なかったからである。そのため、彼女はインタビューの冒頭で“〔父親が受刑したことを〕経験しないよりむしろの方がよかったと思っている”と語った。

以上のように、〈「家族再統合」ストーリーの引き受け〉においては、犯罪行為者本人を含め

た家族が再統合されるプロセスが明瞭に示されたことが特徴であった。また、事件を契機に、事件前における家族関係の調整を行うことによって家族としての集団性を維持し、場合によっては強化していたことが特徴的である。実際、FさんとGさんは、事件を契機に“家族を大事にしたいと思うようになった”と語っていた。

「犯罪者の家族」の引き受け

〈「犯罪者の家族」の引き受け〉に該当するのは、Dさんである。Dさんは、日常的に「犯罪者の家族」という役割を引き受けている。Dさんの身体の一部には“確固不動”という意味をもつ韓国語の刺青がある。それについてEさんは次のように語る。

D：確固不動。

I：確固不動。

D：っていう意味はそういうところでも、考えて入ってるけど。まあでも、刺青がなかったら、じゃあなにか違ったのかっていったらそういうわけではないですけどね。ただ、まあ刺青も好きだし、まあ、別にこういうところに入っとったら、一般職ももうでкинし……（中略）……うん、だからもう一般職はやるつもりはないもんで。（タバコを吸う）。うん。だから結構ね、僕、意外とこう、考えて、すごい緻密な計算のうえで今に至っている部分があるんです。

I：ああ。

D：あの18の時から。

I：18の時からですね。

D：うん。その家族作らんって決意をした時。

以上の語りは、Dさんにとってこの刺青は家族に犯罪者をもつ私としての揺るがない決意を意味するものである。この決意は、“確固不動”という言葉に現れており、それは“緻密な計算”にもとづいている。また、緻密な計算は“家族を作らない”ためのものであるという。Dさんは、刺青に一般の職に就くことができないようにするという思いを込めていた。

実際に、インタビュー調査を実施した時点でDさんは一般職についておらず、“一般的でない”仕事をしていた。このことは、Dさんの彼の父親が起こした事件が、ニュースで報道されるなどして世に知られてしまい、彼自身が日常的に「犯罪者の家族」であるということを実感する空間で生活しなければならなかったことが背景にある。

他方、彼の刺青は、「犯罪者の家族」という自己を積極的に引き受け、スティグマを可視化していると解釈することができる。Dさんは、“家族を作らない”という決意を次のように語っている。

こう刺青をいれることでやっぱりこう、今後将来、その家族をもつ家庭を築くっていう

ことを、に、心にブレーキ、その欲、欲にブレーキをかけれるもの、ものにもなるんじゃないかなって思って。変な話刺青入っとると、子ども、海にもプールにもつれていけれんし。家族で生活するにあたって絶対的にフリな条件にしかならないので、まあ結果的にも結婚してないし。

このように刺青は、Dさんにとって“普通の家族”へのあこがれを抑制する機能をもっていたのである。また、Dさんの刺青は単に「犯罪者の家族」というラベルを積極的に引き受けることを意味するのではなく、その裏には“一般的な”仕事に就けないようにすることで、家族に対しての“普通”に関する定義づけをすることから距離をとるという意味でも、重要なものであることがわかる。

ただし、こうした自己呈示の背景には、Dさんに「犯罪者の家族」としての私以外の役割を生きる選択の余地が残されていなかったことが存在する。そのため、彼の語りからは、「犯罪者の家族」を引き受けざるを得ないという自己の選択幅の狭さの問題を含んでいたことに留意せねばならない。

分析の小括

以上のように、本研究では自己のストーリーの変化を4つの類型にわけてその特徴を捉えた。第1に、〈他の役割の維持〉に該当する調査協力者は事件前から自己が依拠していた準拠集団が、事件後においても維持していたことによって当該役割を選択することを可能にしていた。第2に、〈家族役割の維持〉では、犯罪経験者本人を「犯罪者」あるいは「非行少年」としての理解しないことがその背景にあった。また、その際「犯罪者」あるいは「非行少年」に対する偏見を捉え返すために、知識の活用が有効な手段となっていたことは注目に値する。第3に、〈「家族再統合」ストーリーの引き受け〉では、事件前における家族関係の調整を行うことによって、家族としての集団性を維持・強化していたことが特徴であった。最後に、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉では、彼／彼女らにとって、家族に対しての“普通”に関する定義づけにとられることが自己の選択の幅を狭める可能性が認識された。

以上の4つの類型の共通することは、〈他の役割の維持〉については準拠集団、〈家族役割の維持〉、〈「家族再統合」ストーリーの引き受け〉、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉の共通点は、家族という共同体に依拠してアイデンティファイを行っていた点である。以上のようにしてみれば、犯罪者を家族にもつ人びとは、特定の共同体との関係を維持し、その共同体に依拠して自己を生きているということがわかる。以下から、この点に注目しつつ、上述したような共通点だけでなく、差異にも注目しながら考察を試みる。

考察

以上の分析の結果から、アイデンティティの再構築において共同体、特に家族が1つの資源

になる可能性を見出すことができる。したがって、Goffman が縁者のスティグマの特徴について、それが付与されている者が「スティグマの防衛機制ともなる自己昂場感を享受することもできない」(Goffman 1962=2003: 60) と指摘した点については議論の余地がある。本研究では、アイデンティティの再構築において家族が重要な役割を果たす可能性を見て取ることができた。実際に、Sandra Enos (2001) は、母親である女性受刑者 25 人に対してインタビューを行ない、どのように母親としての役割を維持しているのかを明らかにした。母親たちは、他者との会話のなかで彼らの過去や現在の母性のコンピテンスを守るものであるアイデンティティ・トーク (identity talk) を用いることで母親としての役割を維持していたことを明らかにした。このことを踏まえれば、家族役割はスティグマを負わされたアイデンティティの何らかの防波堤になる可能性があることがわかる。従来、アイデンティティが家族の資源とみなされてきたが (Arditti 2012; 生島 2016; Wallman=1996)、ここではむしろ家族がアイデンティティの資源となりうる可能性を見出すことができる。

ただし、〈常人〉としての私を生きているがゆえに、共同体は家族に限定されやすい危険性ももつ。実際、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉にみられるように、〈常人〉としての視点を有していることがアイデンティティの選択の余地のなさを生じさせていた。Amartya Sen (=2011) は、社会的アイデンティティを、ある特定の集団への帰属意識、すなわちある社会的共同体 (学校、地域、会社組織、民族、国家など) の一員であることから生まれる共同性の意識として捉えた。そして Sen は、共同体主義を批判しながら「人は別のアイデンティティを優先させるために、1 つのアイデンティティを否定しなければならないのではなく、むしろ複数のアイデンティティをもつ人は、葛藤が置いた場合に、問題となる特定の決断を下すために、異なったアイデンティティ間で相対的な重要性を決めなければならない」(Sen=2011: 52) とアイデンティフィケーションの重要性を説いている。

この時には、アイデンティティの複数性が重要な意味をもつ。だが、共同体主義下での社会的アイデンティティは共同体に一員であることが求められる。日本は、国家を維持するために近代家族を核となる共同体として位置づけ、社会政策を設計し、それを長らく維持してきた (原 2012; 辻 2012; 渋谷 2003)。そのため、Sen が指摘するようなアイデンティティのあり方を実現するには、共同体としての家族のあり方を問い直すことが求められる。実際、〈「犯罪者の家族」の引き受け〉で確認したように、D さんが家族に対しての“普通”に関する定義づけにとられることが自己の選択の幅を狭めることをもたらしていた。

したがって、現代の日本において犯罪者を家族にもつ人びとのアイデンティティ再構築を可能とさせる方法として、家族が多様な共同体としての意味をもつということを制度的に実現していくことが有効である。

以上のように本研究では、犯罪者を家族にもつ人びとが、特定の共同体との関係を維持し、その共同体に依拠して自己を生きているということを明らかにした。今後においては、犯罪者を家族にもつ人びとがアイデンティティの複数性を生きる可能性を探ることが研究上の課題である。特に、社会的アイデンティティの共同体主義から脱却するための理論設計、およびオ

ルタナティブな語りの発見が求められよう。

謝辞 インタビュー調査にご協力をいただきました皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

付記 本研究の成果は 2018 年度韓国社会福祉学会春季学術大会において発表を行いました。

文献

- 阿部恭子, 2015, 『加害者家族支援の理論と実践——家族の回復と加害者の更生に向けて』現代人文社.
- 阿部恭子, 2016, 『交通事故加害者家族の現状と支援——過失犯の家族へのアプローチ』現代人文社.
- 阿部恭子, 2017, 『性犯罪加害者家族のケアと人権——尊厳の回復と個人の幸福を目指して』現代人文社.
- 阿部恭子, 2018, 『息子が人を殺しました』幻冬舎新書.
- Arditti, Joyce A., 2012, “Parental Incarceration and the Family: Psychological and Social Effects Imprisonment on Children, Parents, and Caregivers” New York: New York University Press.
- Bauman, Zygmunt, 2016, “Strangers at Our Door,” Cambridge: Policy Press. (=2017, 伊藤茂訳『自分とは違った人たちとどう向き合うか——難民問題から考える』青土社.)
- Berger, Peter L. and Luckman, Thomas, 1966, “The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge, New York: Doubleday & Company Inc. (=1977, 山口節夫訳『日常生活の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社.)
- Condry, Rachel, 2007, “*Families Shamed : The Consequences of Crime for Relatives of Serious Offender,*” Cullompton: Willan.
- Daivid, H. J. Morgan, 2011, *Rethinking Family Practices*, Palgrave Macmillan. (=2017, 野々村久也・片岡佳美訳『家族実践の社会学——標準モデルの幻想から日常生活の現実へ』北大路書房.)
- Enos, Sandra, 2001, “Mothering from the inside: parenting in a woman’s prison,” New York: State University of New York Press.
- Erikson, Erick H., 1959, *Identity and the Life Cycle*, International Universities Press. (=2011, 西平直・中島由恵訳『アイデンティティとライフサイクル』誠信書房.)
- 堀内守, 1985, 「犯罪・非行事例に見られる家族関係のひずみ」『犯罪社会学研究』10: 16-33.
- Goffman, Erving, 1963, “*Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity,*” New Jersey: Prentice-Hall. (=2003, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房.)
- 畑中敏之・朝治武・内田龍史編著, 2013, 『差別とアイデンティティ』阿吽社.
- 原伸子, 2012, 『福祉国家と家族』財団法人法政大学出版局.

- Hinshaw, Stephen P., 2007, “The Mark of Shame: Stigma of Mental illness and an Agenda for Change,” Oxford University Press. (=2017, 石垣琢磨監訳『恥の烙印——精神的疾患へのスティグマと変化への道標』金剛出版.)
- Hirschi, Travis, 1969, “Causes of Delinquency, University of California Press: Berkeley.” (=1995, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因——家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社.)
- 清永賢二, 1985, 「少年の再非行化とその家族的背景」『犯罪社会学研究』10: 78-95.
- 小柳武, 1989, 「犯罪抑止要因としての家族」『犯罪社会学研究』14: 23-41.
- Mead, George H., 1934, *Mind, Self, and Society*, C.W. Morris, University of Chicago. (=稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳 1973. 『精神・自我・社会』青木書店.)
- 宮内洋・好井裕明編著, 2010, 『〈当事者〉をめぐる社会学——調査での出会いを通して』
- 本村汎, 1985, 「非行の家族病理」『犯罪社会学研究』10: 48-63.
- 望月嵩, 1989, 「犯罪者とその家族へのアプローチ」『犯罪社会学研究』14: 57-69.
- 二宮厚美, 2012, 『新自由主義からの脱出——グローバル化のなかの新自由主義 VS 新福祉国家』新日本出版社.
- 坂本佳鶴恵, 2005, 『アイデンティティの権力——差別を語る主体は存在するのか』新曜社.
- Sen, Amartya, 1999, “Reason before Identity,” Oxford: Oxford University Press. (=2003, 細水有志訳『アイデンティティに先行する理性』関西学院大学出版会.)
- Sen, Amartya, 2006, “Identity and Violence: The Illusion of Destiny,” New York: W.W.Norton. (=2011, 大門毅訳, 『アイデンティティと暴力——運命は幻想である』勁草書房.) 堀内守, 1985, 「犯罪・非行事例に見られる家族関係のひずみ」『犯罪社会学研究』10: 16-33.
- 渋谷望, 2003, 『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- Spicker, Paul, 1984, “Stigma and Social Welfare,” London: Croom Helm. (=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房.)
- 生島浩, 1985, 「非行臨床における家族への援助——機能的な家族を目ざして」『犯罪社会学研究』10: 64-77.
- 生島浩, 2012, 「更生保護におけるシステムズ・アプローチの展開」『更生保護学研究』1: 96-104.
- 生島浩, 2016, 『非行臨床における家族支援』遠見書房.
- 生島浩・松村励編, 1998, 『非行臨床の実践』金剛出版.
- 高橋康史, 2014, 「家族が罪を犯したことによる主観的認識と社会関係の変化——『地域』との関係性に注目して」『社会福祉学』55 巻 1 号, 49-62.
- 高橋康史, 2015, 「『加害者の家族』としての自己との距離化とその社会的機序——体験の語り得なさに注目して」『犯罪社会学研究』40 巻, 100-114.
- 高橋康史, 2016a, 「犯罪者を家族にもつ人びとはいかにしてスティグマを内在化するのか——恥の感情に注目して」『社会学評論』265 巻, 21-38.
- 高橋康史, 2016b, 「犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマと不可視性——情報の操作／管理

- の実践に着目して」『社会学ジャーナル』41 巻, 63-80.
- 所道彦, 2012, 『福祉国家と家族政策』法律文化社.
- 辻由希, 2012, 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房.
- 上野千鶴子, 1991, 「ファミリー・アイデンティティのゆくえ-新しい家族幻想」上野千鶴子他
編集委員『シリーズ変貌する家族1 家族の社会史』岩波書店:1-38.
- 内田良, 2001, 「児童虐待とスティグマ——被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」
『教育社会学研究』68: 187-206.
- Wallman, Sandra, 1984, "EIGHT LONDON HOUSEHOLDS," London: Tavistock Publications Ltd. (= 1996, 福井正子訳『家族の三つの資源』河出書房新社.)
- 山田富秋, 1996, 「アイデンティティ管理のエスノメソドロジー」栗原彬編『講座 差別の社会学1 差別の社会理論』弘文堂, 77-99.
- 要田洋江, 1999, 『障害者差別の社会学——ジェンダー・家族・国家』岩波書店.